

中小企業組合等支援施策情報

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

～総務省～

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、令和元年12月4日に公布され、令和2年6月4日に施行される予定です。

この法律は、人口の減少が著しい地域において、農業や漁業など地域産業の担い手不足を解消するため、人材派遣を行う「特定地域づくり事業協同組合」を設立し、事業収益と国等の財政支援により運営、地域づくり人材確保及びその活躍の推進を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的としたものです。

地域づくり人材とは

地域人口の急減に直面している地域において、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材です。

特定地域づくり事業とは

- ①地域づくり人材が組合員の事業に従事する。
- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画及び実施。

特定地域づくり事業協同組合制度

地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合で職員(地域づくり人材)を雇用し、組合員(事業者)に派遣する制度です。

都道府県知事の認定を受けた(中小企業等協同組合法上の)事業協同組合です。

対象地域：人口急減地域(過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域)

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)

※法律施行後、組合設立希望調査が開始されます。

■主な認定要件

- ①自然的経済的社会的条件からみて一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区。
- ②特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、かつ、組合の職員の就業条件に十分に配慮されている計画。
- ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資する。
- ④事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制。

組合員資格：地域内の事業者

対象事業：組合で雇用した職員(季節毎の労働需要に応じて複数の事業者の募集に従事)の派遣等

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を許可ではなく、届出で実施することが可能

財政支援：組合運営費の1/2の範囲内で国・市町村が財政支援

■対象経費：①派遣職員人件費、②事務局運営費

対象経費の上限額は、派遣職員人件費400万円/年・人、事務局運営費600万円/年

□国及び地方公共団体の援助等

- ①組合に対する必要な財政上の措置その他の措置
- ②組合に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の援助

今後のスケジュールイメージ(総務省)

令和2年3月	省令公布・ガイドライン・補助要綱等発出
4月～	地方団体向け説明会
6月4日	法律施行 組合設立希望調査開始(各都道府県とりまとめ)
7月	各都道府県から組合設立希望聴取、補助採択見込みの検討・都道府県への内示(以降、毎月実施)
8月～	各都道府県が認定対象組合を内定
8月～令和3年3月	組合設立、事業実施